

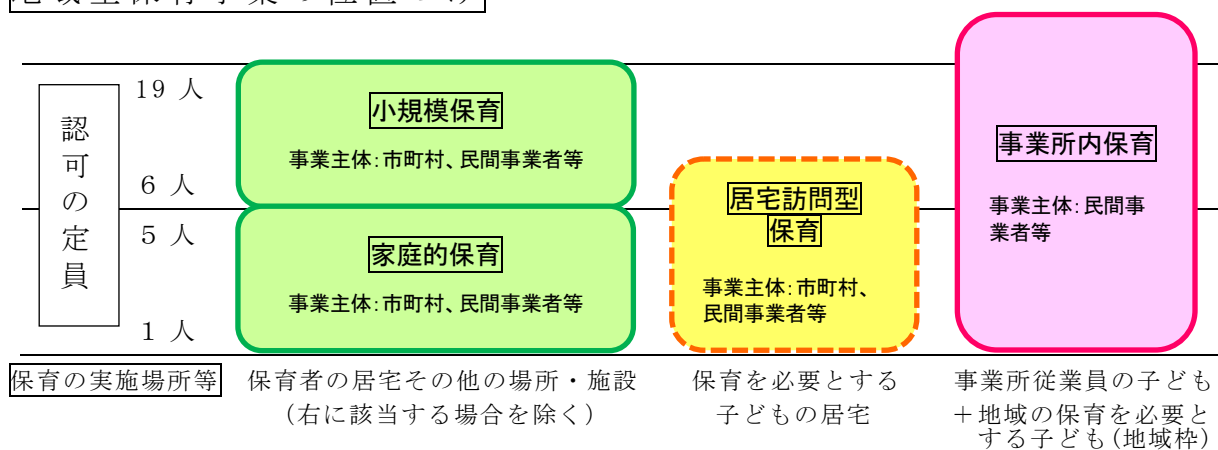
西脇市子ども・子育て会議の部会設置（案）について

◆ 部会の設置について

西脇市子ども・子育て支援事業計画の策定等にあたり、特定の分野を専門的且つ効率的に審議するために、西脇市子ども・子育て会議条例第6条1項に規定に基づき、次の部会を設置します。

西脇市子ども・子育て会議	
<h3>教育・保育部会</h3> <p>就学前の子どもの学びについての基本的な考え方及び保育所、幼稚園、認定こども園等に対する市としての基本的な考え方について検討し、取りまとめを行う。</p> <p><具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・西脇市における教育・保育の方向性 ⇒幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の促進に関する体制の確保の内容等 	<h3>基準等検討部会</h3> <p>新制度における施設及び事業の認可基準や給付に係る確認基準について、検討を行い、とりまとめを行う。</p> <p><具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業の運営に関する基準 ・保育の必要性の認可基準 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準など

地域型保育事業の位置づけ



	家庭的保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業	小規模保育事業
形態	家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施。いわゆる保育ママ。	住み慣れた居宅において1対1を基本とする決め細やかな保育を実施。いわゆるベビーシッター。	企業が主として従業員の仕事と子育ての両立支援策として実施。	保育士又は家庭的保育者が比較的少人数を対象に保育を実施。基準が厳しい順にA型～C型の類型が設けられる予定。
規模	少人数(現行は家庭的保育者1人につき3人) ※補助者がいる場合は5人まで	1対1が基本	数人～数十人程度	定員6人～19人以下